

平成28年7月27日

相模原市発表資料

職員の処分について

職員の処分をいたしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

「職員につきまとい及び器物損壊」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	企画財政局財務部職員（38歳）
事案の概要	当該職員は、平成27年5月から8月にかけて、被害者（本市女性職員）及びその関係者に対して、誹謗中傷や嫌がらせの手紙を送ったほか、被害者の自転車を2回パンクさせるなどのつきまとい等の行為をし、平成28年1月20日に相模原警察署から「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づく警告書が交付された。その後、自転車をパンクさせた件について、器物損壊の罪で相模原簡易裁判所より罰金20万円の略式命令に処せられたもの
処分の内容	停職6か月
処分年月日	平成28年7月27日

問い合わせ 職員課

電話 042-769-8213